

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成27年9月29日(火) 開会時間 午前10時05分  
閉会時間 午後2時38分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功  
副委員長 宮本 秀憲  
委員 白井 成夫 水岸富美男 山下 政樹 大柴 邦彦  
永井 学 卯月 政人 上田 仁

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 渡辺 恭男  
福祉保健部次長 相原 正志 福祉保健部技監 三科 進吾  
福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 堀岡 伸彦  
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 監査指導室長 古屋 正  
長寿社会課長 内藤 梅子 国保援護課長 依田 正樹  
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 中山 吉幸  
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 依田 誠二

教育委員長 長田由布紀 教育長 阿部 邦彦  
教育次長 深澤 肇 理事 塚原 稔  
学力向上振興監 古屋 武人 総務課長 小島 良一  
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 櫻井 順一  
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 斉木 邦彦  
新しい学校づくり推進室長 河野 利之 社会教育課長 相河 竜治  
スポーツ健康課長 赤岡 重人 学術文化財課長 田中 禎彦

### 議題(付託案件)

第76号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

請願第27-9号 重度障害児の医療費を窓口無料に戻すことを求めることについて

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第27-9号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 委員席の指定を行った後、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時05分から午後0時02分まで(途中、午前10時33分から36分まで、及び午前10時42分から53分まで休憩をはさんだ)福祉保健部関係、午後1時30分から午後2時38分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

議案第76号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(ウイルス性肝炎緊急対策事業費について)

宮本副委員長 この肝炎ウイルスについてですが、今の罹患者というか、現状はどうなっているかお伺いしたいと思います。

依田健康増進課長 現状というお尋ねでございますけれども、この治療費助成でございますが、B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎、抗ウイルス治療によりまして、その後の肝硬変とか肝がんに行進することを予防するということでございますけれども、医療費が高額になるということと、長期の治療が必要になるということで、医療費を助成するというところでスタートをした事業でございます。

現状ですけれども、平成20年にこの制度をスタートしておりますけれども、これまでに約2,000人の方がこの医療費助成を受けております。治療内容としましてはインターフェロン治療ということで最初はスタートしておりますけれども、その後、核酸アナログ製剤療法、インターフェロンフリー治療、こういうものが随時加わってきました。現在、治療を受けている方は670人程度ということになっております。

宮本副委員長 今、この予算がつくというのは、先ほどおっしゃった新薬が認可されたからということでしょうか？

依田健康増進課長 今、委員がおっしゃったとおりでして、今回、補正する目的ということですが、先ほど申し上げましたように、インターフェロン治療から始まりまして、新たな治療薬が随時、保険適用になって、助成対象になってきました。昨年の9月にインターフェロンフリー治療ということで、ダクルインザという医薬品が医療費助成の対象に加わりました。その後、今年度に入りまして、この5月にソバルディという新たな経口薬が対象に加えられ、先月の末になりますけれども、新たにまたハーボニという治療薬が加わりました。従来、治療薬につきましては、注射の治療ということと、あと、副作用がかなり強いというような状況でございましたけれども、新たに今年度対象になったものについては、経口薬ということで飲み薬ということと、あと、治療期間も短い。その効果もそれぞれ96%、100%のウイルス除去率があるというような状況で、これらの新たな新薬を保険適用の対象にしたことから、助成件数がふえてきているということで、今回、増額補正をお願いするところでございます。

宮本副委員長 この予算で足りるということでしょうか、予定している人数は何人ぐらいになっているのでしょうか。

依田健康増進課長 C型肝炎治療薬の中でも、遺伝子の関係で1型、2型という類型がございます。ソバルディにつきましては、C型の2型と言われる薬になっています。新たに8月に助成対象になりましたハーボニが、C型のうちの1型ということになっておりますけれども、昨年の秋に対象に加わったダクルインザという薬がC型の1型の薬になっています。治療期間が短いとか、いろいろな効果のこともありますので、随時、専門的な治療の効果ということで、医療機関の判断にもよりますけれども、ダクル

インザとハーボニ、これが両方とも1型ですので、昨年度から随時、助成件数がふえてきている状況を踏まえつつ、推計をしております。新たに出た2型のソバルディ、これにつきましては専門的な医療機関ということで、山梨大学医学部附属病院 専門的知識を持っているところに専門的な意見、治療の今後の見通し等を聞き取りをしまして、それらを踏まえて補正予算を組んだところでございます。

(「人数が聞きたかった。」の声あり)

依田健康増進課長 ごめんなさい、人数ですね。人数は、まず、ソバルディにつきましては今年度220名ほどの助成を考えております。あと、ダクルインザとハーボニの助成につきましては、すみません、ちょっと今、累計の数字がすぐぱっと出てこないんですけども、毎月150名程度に助成します。今回新しく承認になったハーボニは治療期間3カ月ということ、昨年度承認されたダクルインザにつきましては、治療期間半年程度ということですので、そういうことを踏まえる中で、月々150名程度の治療を助成していくということでございます。

宮本副委員長 最後にすごく素朴な疑問なのですが、この辺の新薬に助成するというのは、あくまでも厚労省が決定したものに対して、県はそれを受け入れるだけなのか、あるいは、幾つか例えば複数、4つ、5つ認可されて、その中から選んでくれということなのか。どういう形で新薬に関する予算がつくのか教えていただければと思います。

依田健康増進課長 新薬につきましては、まず製造承認というような手続が最初でございます。その上で、国の方でまず審議会の意見を聞きつつ、保険適用にするかどうかを決めてまいります。あわせて、それらを医療費助成に加えるかということも、専門的な機関の意見を聞いて、国の方で決めております。この事業自体も国補制度になっておりまして、財源の半分は国から補助金が出ております。それに県費を加えまして助成するということです。あと、いろいろな治療薬があるのですが、それぞれどれを適用するかというのは、その患者さんの状況とか、その薬の効用とか、いろいろなことを専門的な医師が判断して決めていくということになります。助成するに当たりましては、まず、患者さんに医療機関を受診していただきまして、医師にその治療の方針を決めていただきます。意見書を医療機関の方から出していただきまして、それをもとに県の方で、その方々に医療費の助成をするかどうかということを、医師で構成する審査会を設けて決定しております。そこでその方々に医療費助成をすべきという判断がされた場合には、受給者証を交付しまして、医療費助成が始まるという仕組みになっております。

大柴委員 ちょっとその関連で、この自己負担額のところが月額1万円と2万円とあるんですけども、これはソバルディとかハーボニの区別によって違うということですか。

依田健康増進課長 自己負担額につきましては、1万円の自己負担、2万円の自己負担がございます。これにつきましては、その患者さんの世帯の所得の状況に応じて決められることになっております。世帯の市町村民税の所得割の課税年額が23万5,000円以上の場合は2万円の自己負担、それ未満の場合には1万円の自己負担です。もともと医療費ですので、7割は保険が適用されます。結構治療費が高いので、所得に応じて違いますけれども、高額療養費制度も使えます。その上で、継続して治療を受けるということで金額がかかりますので、その自己負担を求める部分との差額を、ここで公費負担をするという仕組みになっております。

大柴委員　　そこから計算をして、この6,400万円というのが出てきているということになると思うのですが、人数もさっき言っていましたけど、これで大体のところがかバーできるという考えでいらっしゃるんですか。

依田健康増進課長　医療機関にかかりまして、医療機関の先生方の判断で治療を進めていきます。その治療が必要とされる方が治療する分については、現時点ではこの金額ぐらいになるだろうという推計のもとに予算額を計上しております。

(「できるかできないか。要は、今、全体のかバーができるのかどうか。」の声あり)

依田健康増進課長　全体につきましては、肝炎ウイルスに感染している方ということで、まだ御本人が知らない方も結構いるかと思えます。肝炎ウイルス検査を積極的に受けるようにということで啓発をしております、その中で治療が必要とされる方、ウイルスに感染していて肝炎になった方ですね、それらの治療を必要としている方についてはできるという……。

(「今がどうなのかっていうことを聞いているんで。」との声あり)

依田健康増進課長　今、治療が必要とされる方については大丈夫だと思います。

白井委員　　こういったときにちょっと丁寧に、医療費負担というものを説明すべきだと思うよ。本来、患者が3割負担だと。今回対象になっている新薬については、いわゆる3割負担であっても、大変負担が大きいから、それに対して補助するというのでしょうか？　ね？　こういった補助が何ゆえに補助されるかと。説明としては、医療費は一般的には7割が保険者負担で3割が患者負担だと。それに対して3割負担であっても、いわゆる薬価が高いと。それによって負担が多くなると。ついではその負担が多くなる範囲がこういう範囲だから、それに対して行政が助成するんですというふうな説明がないと、よくわからないじゃない。説明している方もわからないのかもしれないけれども、わからないってことはおそらく普通はないはずだから、もっとその点は丁寧に説明すべきだと私は思いますよ。

(産前産後ケアセンター事業費について)

もう一つ、前段の産前産後ケアセンター事業費。せっかくだから聞くけれども、産前産後ケアセンターの現状、内容っていうものを、せっかくの機会だから説明してほしいと思うよ。具体的にどんな内容で、このケアセンターは運営されているのかと。こういう説明だってあってしかるべきだと思うけど、どうなの。

依田健康増進課長　まず1点目の肝炎治療の自己負担の関係でございます。今、委員がおっしゃられたとおり、保険でまず7割が適用されます。金額的には新たに出てきている治療薬につきましては、ウイルスを除去するまでに500万円とか600万円の治療費がかかります。そのうち7割につきまして保険のほうで適用しまして、あと、高額な医療費になりますので、高額療養費制度を使います。その場合、所得に応じて何ランクかありまして、現在、医療費助成制度を使っている方につきましては、高額療養費を使った後でまだ9万7,000円程度から3万5,000円程度ということで自己負担額が月々発生してまいります。ただ、それですと何カ月か治療を要したときに、治療費の自己負担が高額になるということで、先ほど1万円と2万円の自己負担というお話を申し上げましたが、現状ではほとんどの多くの方が自己負担額1万円という状況になっています。その1万円と先ほど申し上げました自己負担

額の差について県と国で助成をしていくという形になっております。

産前産後ケアセンターについてですけれども、今回は財源更正をさせてもらっておりますが、現在の進捗状況ということですが、来年1月の開設を目指して、開設の準備中でございます。国立民営のところ委託するというので、事業者の方で7月に建物の建設を開始しまして、年内を目途に完成させるということで、今、建築の方が進んでおります。

この産前産後ケアセンターの運営につきましては、もともと市町村が母子保健の主体になっておりますので、県と市町村で構成します運営委員会を設けております。運営を行っていただくのが富士修紅学院という法人ですけれども、そちらと一緒に、料金の設定や申し込みの方法など、来年1月の開設に向けて準備を進めているところでございます。

臼井委員

肝炎治療薬で最近保険適用に認可された薬は、県立中央病院でも治験をしたんだよね。県立中央病院が、この新しい、大変すばらしい、九十数%治癒力のある、そういった薬の治験をしたんだと。しかもそれには小俣理事長が大変深くかかわってきたんだと。せっかくの機会なんだから、その程度の説明はしろよ。そう思わないかい？ 知ってる人がいるかないか知らんけども、それが実態だよ。全国何カ所で治験をしたか知らんけども、君たちはその治験を何カ所でしたかも知ってると思うよ。まさに、山梨県立中央病院が深くかかわった、これは新薬なんですと。そうでしょう。そういう親切さがどうしてないの？

そして、もう一つ、産前産後ケアセンターは、今建設中ってということだけれども、当然、産前産後ケアセンターにはプロが常駐するわけでしょう？ ドクターが。ドクター常駐しないの？ ちょっとそれ、もうちょっと詳しく教えてほしいと思うけれども。24時間だよ。そうだよ。これは民間に委託をすると。指定管理者じゃなくて、普通の一般の委託か。そういう中でだね、これも今までもいささか議論のあった話かも知らんけれども、これはあくまでも県民から産前産後の相談があったときに対応するという施設だと思っただけだけれども、県はどのぐらいのニーズがあるのかということは当然把握をし、あるいは、さまざまな人たちから要望があったから、こういうセンターをつくることに決まったわけだろうけれども、きょうは所管は別として、議案はほとんどないような状況なんだから、せっかくの機会、産前産後ケアセンターについても、私は詳しく知りたいなという希望があって、先ほどそういう質問をしたんだけれども、再度、どんなスタッフによって、どういう内容でフォローがされるのかということをお教えください。

それから、前段の質問だけれども、その新薬に対して、山梨県立中央病院で治験をしたはずだけれども、その治験の内容とか結果とか、そういうものも我々に教えてもらえれば、我々もやっぱり本県が誇る中央病院がこんなふうな実績を上げ、こんな努力をしてきたんだと。なかんずく、小俣理事長、総院長が大変深くかかわってきたと。こんな機会にそんなことを教えてくれなきゃ、我々は知る機会がないんじゃないか。

依田健康増進課長 まず最初に、肝炎治療の関係の治験等のお話ですけれども、大変申しわけございませんでした。今年度になって医療費助成対象に加わった、先ほど申し上げましたソバルディ、もう一つ、先月加わりましたハーボニという薬ですけれども、小俣理事長が……。

(「ちょっと待てよ。配る資料がないかい。その薬の資料が」との声あり)

依田健康増進課長 この場でですか。新聞とかのそういう薬の記事しか……。

( 休 憩 )

依田健康増進課長 肝炎の関係は、今、資料を持ちに行っていますので、すみません、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

産前産後ケアセンターの体制についてでございますけれども、先ほど医師というお話もありましたが、助産師が中心になって運営していくということで、常勤の助産師を配置して、そこに6床の宿泊場所を設け、6人の方が宿泊して、24時間体制で産前産後のケアを受けられるという仕組みになっています。上のお子さんがいたりとか、いろいろなこともありますので、必要に応じて、保育士などを配置するという仕組みになっております。ニーズにつきましては、この計画を進める前に、妊産婦さん方に、こういう施設ができたなら利用したいかというような内容のアンケートをとっております、ここから推計をしまして事業を進めております。

そこを利用するに当たりましては、市町村が母子保健にかかわっておりますので、市町村がまずかかわりを持つ中で、そういうところでケアを受けることが必要だと判断される方々に優先して利用していただくということにしております。

山田委員長 助産師以外のスタッフの状況、何名でやってとか、そこまで説明してください。臨床心理士か誰かいたんじゃないかと。

依田健康増進課長 スタッフにつきましては、助産師が2名、保健師が1名、事務職が1名。これらの方が常勤ということで勤務しまして、あと、夜間の勤務等もございますので、非常勤の職員を加える中で運営していくということでございます。

白井委員 いや、記憶にないから悪いけれども、たしかその資料、委員会に出してもらったことがあったよね。産前産後ケアセンターの。これ、いつから始めるんだっけ？

依田健康増進課長 来年の1月に開設予定です。

白井委員 さっきの薬の問題もそうだけど、このこともだけれども、私どもは前任期から継続してこうやって議員をさせてもらっているわけだけれども、初めて議会に出てきた方々もこの委員会に所属しているんだから、いろいろなことを熟知したり、知識として持ってほしいということで、私はそんな部分も含めて、先輩だからあえてこういう質問にも及んでいるんだけどね。そんな資料もあるけど、ここにはありません、持ってきておりませんなんてね、ちょっと緊張感が不足しているというか、ちょっと議会に臨む姿勢の何かが欠如していると思いますよ、私は。率直に言って。

依田健康増進課長 資料が不足してしまして、大変申しわけございませんでした。今、資料のほうは準備しておりますけれども、ソバルディ、ハーボニにつきましては、県立中央病院の方で治験を行っております。小俣理事長が肝炎のほうの権威ということで、治験を引き受けてやっているということで、ソバルディにつきましてはウイルスの除去率が96%、ハーボニにつきましては全ての方のウイルスが除去されたというようなすばらしい治験の成績が出ております。資料のほうは、すみません、今、準備しておりますので後ほどお配りさせていただきます。

山田委員長 それでは、一応、委員会の手続上、資料の提出を委員会として求めますので、そろいましたら皆さんに配付させていただきます。

## ( 休 憩 )

依田健康増進課長 今、2種類の資料をお配りさせていただきました。1枚紙のほうの資料、「C型肝炎に特效薬 価格は1錠6万円超」という資料でございますけれども、これが今年の5月に新たに承認されたソバルディという薬でございます。写真の右側に治癒率96%ということで書いてありますけれども、このように効果の高い薬になっております。金額ですけれども、本文のほうに入る一番最初のところに、1日1錠6万1,799円、高額だが効果が高い新型肝炎の特效薬ソバルディということで、1日1錠の薬で6万円程度しますけれども、これを12週間服用することでウイルスを除去する薬になっております。下から2段目のところに出ておりますけれども、ちょっと色がついているところですね。「C型肝炎は治るが前提になる 山梨県立病院機構の小俣政男理事長」ということで、ソバルディとハーボニにつきまして山梨県立中央病院でも治験を行っておりまして、高い治験結果が出ております。これを服用しますと、かなりの率で除去できるということで、大変効果のある薬ということになっております。

あと、3枚紙のほうですけれども、こちらそれぞれ薬の状況が書いてあります。細かいデータのなものとかも入っておりまして、右下のところの小俣理事長の顔写真が出ておりますけれども、治験にかかわってきていると。2枚目の左上のところインターフェロンフリー治療、あと、従来のインターフェロン治療、こうしたものの違いなども出ております。インターフェロン治療ですと半年から1年ぐらいいは注射を続けなければならないということですが、インターフェロンフリー治療、最近出てきたソバルディ、ソホスブビルについては1日1回、毎日服用をして、12週間の治療が必要ということになっております。

インターフェロン治療は今まで、副作用が大きくて治療を継続できなかったという方もかなり多かったのですけれども、インターフェロンフリー治療につきましては、副作用が比較的少ないということで、治療も短期間ですので、継続して治療ができるというような効果もあると言われております。

3枚目の右側の欄、下から3段目の「治験では」ということで、140人の参加者のうち135人でウイルスが消え、有効率96%。ソホスブビルというのが薬の名前ですけれども、一般の販売ではソバルディということになっています。現在は2型の患者が健康保険の適用範囲ですけれども、ソホスブビルにレジパスビルという、これは新しい抗ウイルス薬を加えて1錠に配合したもので、これがハーボニですけれども、こちらのほうでは全員のウイルスが排除できたというような小俣理事長のコメントも載せられております。

白井委員 わかりました。ちょっと最後に、参考に聞くけれども、この2つの資料は、一つは業界誌のコピーだと思うし、一つは週刊朝日のコピーだよ。役所は予算を計上するときに、失礼な言い方をするけれども、こんな業界誌か週刊誌を参考にして予算を考えるの？ もっと専門的な資料っていうのはないのかね。これは本来の質問とは別だけど、ちょっとあまりにも不思議に感じたんだけど、どうなの。

依田健康増進課長 大変申しわけございません。先ほど、小俣理事長の話題ということで、治験のこととかのお話がありましたので、小俣理事長の治験のこととか、理事長のコメントとか、そういった趣旨の資料かと勘違いしまして、こちらのほうの資料を。週刊誌的なものですが、こちらにも効果とかそういうものは載っているわけですが、小俣理事長という観点で、準備したものですから、こちらの資料ということになってしまいました。申しわけございません。

白井委員　もうこれでやめるけど、このことを公費の予算として計上するには、本来もっとしっかりとしたバックデータがもちろんあるんでしょう？ それじゃあいいけれども、まさか業界誌や週刊誌を見て予算編成するなんていうことは到底考えられんけれども。まあ、わかりました。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第27-9号　重度障害児の医療費を窓口無料に戻すことを求めることについて

意見　（「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論　なし

採決　全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（子宮頸がんワクチンについて）

宮本副委員長　たびたびすみません。先日の山日新聞にありました子宮頸がんのワクチンについてお伺いしたいと思います。たしか、今月19日の山日新聞だったと思うのですが、山梨県内で約3名に副反応の症状が出ているという報道がありました。現状としてその3名以外に県が把握されているかどうか、そういったことも含めて、まず、現状をお伺いしたいと思います。

依田健康増進課長　子宮頸がんワクチンの副反応の御質問ですけれども、子宮頸がんワクチンを接種しまして副反応があった場合には、医療機関とか製薬会社、こういうところから厚生労働省のほうに報告が上がる仕組みになっております。現時点におきまして厚生労働省からの情報によりますと、県内では3名ということになっております。

宮本副委員長　3人のうちの1人に関しては、詳しく、身延高校というふうに報道があったのですが、ほかの2人に関して、県のほうで現状というか、どのように把握されているかお伺いしたいと思います。

依田健康増進課長　厚労省からの情報でございますが、御質問があったお2人につきましては、接種直後に一過性の失神発作があったということですが、その場で安静にしていたところ、数分から30分程度で回復したということで、その後、持続的な痛みというような報告は上がっていないと聞いております。

宮本副委員長　今月の17日に厚労省の発表がありまして、2009年から2014年の4年間でワクチンを接種した338万人のうち、副反応が見られるのは約2,600人と。うち186名が、いわゆる副反応がまだ残っている状態であるという報告というか、結果が出ており、この頻度というのが、日本脳炎などのワクチンに比べると多少高いということがその結果にありました。そういう約4年間の現状と、2013年の



予防接種法の改正で、接種が定期接種に変わったと。ただ、その2カ月後に厚労省のほうで積極的な勧奨をやめていると。それから約2年たっているわけですが、そういった中で、県もその状況に従った上で、積極的勧奨を行っていないと。既に県内でも3名の副反応の患者さんが出ている中で、今後については、県としてどのように対応していくのかという方針についてお伺いしたいと思います。

依田健康増進課長 子宮頸がんワクチンの予防接種の今後ということでございますけれども、予防接種の対象にするかどうかということにつきましては、非常に高度な医学的な判断が必要ということで、国のほうにおきましても審議会のほうの意見を聞きつつ、予防接種の対象となるものを決めているという状況でございます。先ほど、委員のほうからお話がありましたとおり、9月に開催されました審議会におきまして、いろいろ検討を進めた結果、現時点では積極的勧奨の一時差し控えは継続するのが適当だということになっております。ただ、今後、国におきましては症例の分析を含めた臨床的研究とか、症状の程度等に関する疫学的な研究、こういうものの研究をさらに進めていって、またその後、判断をしていくということになっております。

県としましては、積極的勧奨の一時差し控えの継続という国のほうの判断に基づきまして、予防接種の実施主体である市町村に周知をしていくということですが、予防接種法上の定期接種という位置づけ自体は、今回も特に変更されていません。接種を希望される方については、市町村では接種を実施しなければならないということになっておりますので、都道府県、市町村の判断でしない、ということは現時点ではできないものと考えております。県としましては、接種することによる予防の効果もあると言われている中で、そうした効果や、副反応があるという情報を、適切に県民とか市町村のほうに情報提供をする中で対応していきたいと思っております。

宮本副委員長 今のお話だと1人ということなのですが、副反応の3名に関する救済についてもお伺いしたいと思います。神奈川県では今年の6月、子宮頸がんワクチンの副作用の救済策として、医療費の自己負担分や医療手当を県として独自に給付する方針を打ち出しています。横浜市は去年の6月から既に全国に先駆けて開始しているという話であります。山梨県も全国に先駆けて子宮頸がんワクチンへの助成を行ってきた経緯がある中で、救済についてはどのように考えているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

依田健康増進課長 副反応の方の救済措置ということでございますけれども、本県におきましては、先ほど申し上げましたとおり、3名の方に副反応報告が出て、そのうち2名の方につきましては、接種したそのときの症状ということで、その後、医療機関などにかかってはおりませんので、救済は要しない案件だと思っております。もう1名の方につきましては、定期接種につきましては国のほうに救済する仕組みがございます。任意接種についての救済措置ということになりますと、入院相当のものについての救済措置はあるのですけれども、通院のものについてはないというのが現状でした。それが、先ほど委員もおっしゃられた審議会の中で議論されまして、定期接種化前に任意接種したものについても、定期接種と同様に、通院相当についても救済措置を行うというようなことになっております。

それで、今回、症状が出ている方につきましては、そちらの救済制度が利用できるのではないかと考えています。国のほうも審査のほうがとまっていたわけですが、再開したということですので、また、国から詳細な情報等が入ってくるかと思っておりますので、それらに基づきまして、国の制度が利用できるものと考えております。

宮本副委員長　　すみません、ちょっと最後、わかりづらかったのですけれども、県としては、救済する方向で国の制度を探して、対応を打ち出していくということによろしかったのでしょうか。

依田健康増進課長　説明がうまくなくて申しわけございません。国のほうが今回、任意接種についての救済制度を拡充しております。本県で症状が出ている方につきましては、症状とワクチンの因果関係が否定できないと認められれば、国の制度が拡充されることに伴いまして、その制度が利用できるようになるものと考えております。

宮本副委員長　　最後になるのですが、先ほど、最初の現状についていかがですかと伺った際に、厚労省の調査というか、厚労省に上がってきた情報を待っているという話であったのですけれども、この実態の調査についてお伺いしたいと思います。御存じだと思うのですが、県外では、6つほどの自治体が、接種を受けた方々の独自の追跡調査をされていまして、具体的には、名古屋市とか茅ヶ崎市とか鎌倉市、東村山市なのですが、アンケートをとって、どういう状態になっているのか詳しく聞くと。その結果、接種後の方の約4割に、何らかの体調変化があったという結果が出ております。もちろん、ワクチンなので、何らかの反応があることは当然ではあるのですが、そういった意味では、山梨県では3名ということではあるのですが、同じように独自の追跡調査なりアンケートをとるなりして、そういった実態の把握に努めるべきではないかと私は考えますが、その方針、もしくは今後どうするかについてお伺いしたいと思います。

依田健康増進課長　子宮頸がんワクチンの予防接種と健康被害の因果関係については、高度な医学的な見地からの判断が必要かと思っております。子宮頸がんワクチンを接種して、症状に苦しんでいるという方も、それがワクチンの関係かどうかということがわからない方がいることも想定されますので、県のホームページなどを使いまして、県民あるいは医療機関に対して、この副反応についての情報を提供する中で、また、医師等もそういう医学的判断も踏まえて判断してもらうことが必要だと思いますので、必要な情報を提供する中で、そういう症状がある方は医療機関を受診していただいて、反応がワクチンによるものかどうかということ判断していただければと考えております。

宮本副委員長　　現時点においては、実態調査をする意向はないということでしょうか。

依田健康増進課長　調査のほうは今のところ考えておりません。

(やまなし子育て便利帳について)

永井委員　　まず最初に、「やまなし子育て便利帳」のことについてお伺いをいたします。6月の議会でも質問をいたしました、子育て支援の情報発信についてですが、その事業の中で今年度、新規事業として採用された「やまなし子育て便利帳」、うちの妻も使っていますが、これぐらいのサイズでキティちゃんを採用して、コンパクトでかわいらしくて、母子手帳の中にも入るということで、うちの妻のママ友の方たちも使っている方が多いと聞いています。そこで、この便利帳のその後と来年に向けての提案を幾つかさせていただきたいと思っております。

まず、前回の質問で、6歳未満のお子さんを持つ家庭、およそ30,000世帯を対象に作成されたということですがけれども、どのような方法で配られたのか教えてください。

神宮司子育て支援課長 「やまなし子育て便利帳」につきましては、昨年度の2月の補正予算でお認めいただきまして、今年の7月に作成、納品をされたところでございます。これにつきましては、知っておいてほしいこと、それから知っておくと役立つことというテーマで、先ほども説明にありまして、母子健康手帳に挟めるようなコンパクトなサイズで、20ページというつくりになっておりまして、情報量が限られております。これにつきましては、7月14日に市町村担当者を集めた会議で作成の趣旨等を説明しながら、市町村の窓口を通じた配布をお願いしたところでございます。

永井委員 市町村の窓口を通じて配布をされたということですが、今言ったように、結構持っている方が自分の周りでは多いのですけれども、より多くの子育て家庭に行き渡っているのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 配布につきましては、市町村にお願いしたところでありまして、配布方法はさまざまありまして、例えば、子育て支援の窓口であるとか、母子健康手帳を交付する窓口であるとか、あるいは保育所とか幼稚園とか、認定こども園とか、市町村によっては、地域子育て支援拠点等もございます。また、6カ月等の子供の定期検診というような場で配るなど、いろいろな方法があるので、市町村の判断によって広くお願いをしているところです。

また、この配布に先立ちまして、県庁の記者クラブにおいてレクをさせていただきました。テレビ、新聞等で広く情報を発信したところであります。

各市町村につきましては、対象世帯数分を配布しておりまして、市町村から追加の要望があった際には対応しております。

永井委員 今回の便利帳なのですけれども、内容を私も見させていただいたのですが、前回の質問でも言ったのですけれども、病児・病後児保育とか、利用方法などが掲載されていないんです。「20ページという限られた掲載内容」と今おっしゃっていたのですけれども、一人親家庭とか、共働き家庭が真に必要な情報を、できるだけ掲載していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

神宮司子育て支援課長 便利帳ということで、コンパクトなサイズ、ページ数と、持ち歩きやすいという点を考慮しました。先ほど言いましたとおり、確かに病後児保育等の一覧とか、そういったものは入っておりませんが、便利帳の中にQRコードを掲載しまして、QRコードをたどっていけば子育てネット等に通じるという工夫をしまして、記載できないような情報については、リンクできるような配慮をしたところであります。

永井委員 子育てネットに今、QRコードで行き着くと言っておりましたけれども、甲府市では出生届を出した段階で配布している「子育てハンドブック」には、延長保育や一時預かりの情報も満載されております。もし可能でしたら、来年以降もまた「子育て便利帳」をつくられるということだと思っておりますが、この「子育てハンドブック」とうまく連携をする。すごくいい情報がたくさん載っているのだから、その連携もちょっと考えていただくと、より効果的だと思うのですけれども、例えば、病児・病後児保育の話をしたときに、その施設自体を知らない人がいる。自分もいろいろなところで話をするのですけれども、何だ、そんなものがあれば使いたかったということをおっしゃっている人がいる。その便利帳の中に、例えば、救急で子供に何かあってというところに、そのキーワードが一言あって、そういう

施設があるよということがわかるだけでも、大分、このコンパクトな便利帳の価値が高まると思うんですけども、いかがでしょうか。

神宮司子育て支援課長 6月の委員会の際にも、「子育てハンドブック」の中には病児・病後児の一覧表というのを掲載してごさいませんでした。他の保育サービスと違いまして、病児・病後児保育は場所等が限られておりますし、また、必要なときに見られるという情報としては非常に大切な情報でありますので、次回の「子育てハンドブック」をつくる際には、そういったものを考慮に入れながら作成していきたいと考えております。

また、「子育て便利帳」につきましても、来年度以降も作成する予定でありますので、それぞれの情報をお互いにリンクしながら、また、「子育てハンドブック」につきましても内容を見直しながら、両方が有効に使えるように作成してまいりたいと考えております。

永井委員 ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

今回のこの便利帳を配った子育て家庭の反応を、県のほうではどうとらえて、今後これを活用してどう取り組んでいくのか、この部分をお伺いしたいと思います。

神宮司子育て支援課長 便利帳につきましては、市町村の担当者を通じまして配布したところでありますけれども、子育て中の保護者からの情報として、非常に好評であるというお話を伺っております。また、7月に子育て支援のイベントをした際にも、その会でアンケートをしたところですけども、そのときにも75名の回答者のうち、9割の方々から使いやすそうであるという感想をいただいているところであります。

永井委員 できるだけ多くの子育て家庭に行き渡るように、市町村任せにせず、県がせっかくつくったものですから、イベントとかで積極的に配ったりして、主体的に取り組んでいただければと思います。

(子育て支援制度の周知について)

次に、子育て支援制度の周知についてお伺いをしたいと思います。4月から始まりました子育て支援新制度ですけども、今、この制度について現場からも、私を含めた保護者の方々からも、わかりづらいという声を聞きます。先日、臼井先生が座長を務められている私学の議員懇話会の中でも、現場の方からそのような意見が出されておりました。この新しい制度のよさを十分発揮するためには、新制度についてわかりやすく、幼稚園とか保育所の方や、保護者に周知していくことが大切であると私は考えます。この新制度の周知や今後の取り組みについて、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

子育て支援新制度について、先ほど申しましたが、詳細な制度の周知が不足していたのではないかと現場の声があります。事業者や保護者に対して今までどのような周知を行ってきたのか、まずお伺いします。

神宮司子育て支援課長 平成24年の8月に子ども・子育ての3法が成立し、この4月から新制度がスタートしております。この新制度につきましては、皆さんも御存じのとおり、認定こども園という制度があります。これは一つの子ども園の中で、保育と教育の両方のサービスを受けることができるというものですけれども、この認定を受けるに当たりまして、昨年度も国の説明会等の状況を踏まえまして、市町村を対象とした説明会、それから事業者を対象とした説明会を開催しているところであります。昨年度につきましては、市町村担当者への説明会を6回、それから事業者を対象と

した説明会等を9回、それから保育関係団体や市町村の要望に応じまして、自主的な研修会であるとか、勉強会等へ赴いて説明をして周知に努めてきたところがございます。また、保護者向けのパンフレットを昨年、作成しまして、いろいろなイベント等で支援団体を通じて配布をしたり、あるいは市町村に広く広報をお願いしたりして周知をしてきたところであります。

永井委員

説明会を行ったりといった、事業者とか市町村に対しての周知は当然、県が主体的にできる部分だと思うのですが、今、保護者向けの説明のパンフレットをつくって配られているという説明でしたが、私の子供は認定こども園に通っているのですが、正直周りで、このことを理解している親御さんというのが少ないというふうに思っています。よりわかりやすく、そして、より多くの保護者に周知をしていくというのを、もしパンフレットがあるのであれば、それを市町村に配るでもいいのですけれども、そういったことをしていただきたいと思っておりますがいかがですか。

神宮司子育て支援課長

認定子ども園につきましては、この4月から制度がスタートし、運用が始まっているところであります。今後につきましては、こういった認定子ども園とか保育所の内容については、やはり市町村に、具体的な情報をホームページであるとか、あるいは広報紙等で周知していただけるように、引き続きお願いしていきたいと思っております。

また、県としましても、今後作成します「子育てハンドブック」に認定こども園等の新制度を掲載する、あるいはインターネットを活用した子育てネットというのがありますので、そちらのほうでわかりやすい制度説明をして、周知に努めたいと考えております。

永井委員

子育てネットは結構見ている方もいらっしゃるのですが、ぜひそちらのほうに、今おっしゃるとおり掲載をしていただければ、多分、多くの方に周知できると思っております。ただ、くれぐれもわかりやすく掲載をしていただければと思っております。

制度がスタートしたこの4月以前については、6回とか9回の説明会を行われたということを伺いましたけれども、4月以降、どのような取り組みを行ってきたのでしょうか。また、県としては現場の実態をどのように認識しているのか伺います。

神宮司子育て支援課長

今年度に入ってから、4月に市町村担当者を対象としました説明会を開催したところであります。また、同じく4月に、事業者を対象とした研修会を開催しまして、これまでに9回の説明会等を開催しております。市町村につきましては、4月の人事異動等で担当者が入れかわっているということもございまして、制度の理解不足というようなところもありますので、そういったことを踏まえて説明会を開催しました。また、事業者の中でも、特に幼稚園から認定こども園に移行したところにつきましては、非常に制度が複雑でわかりにくいと承知しております。また、幼稚園と違いまして、保育所の場合には、認定こども園に移行したときに、毎月の施設給付の請求が非常に事務的にも煩雑であるという声を聞いておりますので、そういった方々には、事業者対象の説明会をしているところであります。

また、こういったところにつきましては、今後ともわかりやすく説明するために、市町村等には説明会を、また、事業者等につきましても個別の相談に応じたりして対応していきたいと考えております。

永井委員

今おっしゃられた、幼稚園から認定こども園になったというところにうちは通っているのですけれども、やはり現場の方に何うと、相当いろいろと大変なことや、御苦労があるようです。特にここで周知をしなければいけないのは、保育所から認

定こども園になった、幼稚園から認定こども園になったというところだと思いますので、特にそういった御苦労があるところには少し目を配っていただきながら、丁寧な周知をしていただきたいと思います。

最後に、保護者が安心して子どもを預けられるように、事業者の適正かつ安定的な運営についてもぜひ取り組んでいってほしいと思いますが、御所見を伺います。

神宮司子育て支援課長 保育所等につきましては、法律によって年1回、指導監査等を実施することになっております。適正な運営が確保されるように、今後とも取り組むとともに、新制度に移行したわけでありますので、そういったことの運用等についても、こうした機会を通じて、不明な点があればわかりやすく説明していきたいと考えております。

永井委員 私もいろいろと勉強させていただいていますけれども、丁寧な説明をしながら、より周知を徹底すれば、多分、この制度自体は非常に画期的な制度であると思っていますので、よろしく願いをいたします。

(森のようちえんについて)

最後にもう1点だけいいですか。森のようちえんというものについてちょっとお伺いしたいのですけれども、自然体験を通じて子どもを育てる森のようちえんが今、話題になっていると伺いました。先日、私たちのところにも、山梨県にある森のようちえんからぜひ視察にということで資料をいただいたのですけれども、この森のようちえんについて県の現状やお考えについて幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、この森のようちえんとは、具体的にどのような施設なのかというのを教えていただけますか。

神宮司子育て支援課長 森のようちえんについてですけれども、直接には私も把握していないところですが、調べたところによりますと、幼児期の子供を対象にしまして、海とか川とか、あるいは野山等、自然を対象にしまして、多様な自然の環境を生かした体験を通じまして、子供の知的好奇心であるとか、あるいは豊かな感性を育むという教育のスタイルということであります。こういった活動を行っている個人とか団体の全国的な組織として、森のようちえんというネットワークがございます。

永井委員 全国的な組織があるということで、山梨県内の現在の森のようちえんの活動状況を把握していたら教えていただけますか。

神宮司子育て支援課長 子育て支援課としましては、活動状況は直接把握していないところですが、今、申し上げました、森のようちえんのネットワークというのがありまして、そちらのほうのホームページによりますと、県内でも8つの団体がこういった趣旨に賛同して登録されております。

永井委員 県では特に主体的に把握をしていないということで、ネットワーク、山梨県内に8つ団体があるということですが、森のようちえんの特徴ある教育、保育に魅力を感じて移住をした、または移住を検討する家族がふえているというふうな話を伺います。都内にある移住の窓口である、やまなし暮らし支援センターにも、山梨県に森のようちえんはありますかという問い合わせがあるそうです。鳥取県や長野県の2県は、森のようちえんの認定制度などを実施して、移住促進の目玉として、この森のようちえんというものを捉えているようです。本県としても何らかの支援

を検討していく必要があると思います。その御所見と、森のようちえんに対する県の今の考え方というか、所見をお伺いしたいと思います。

神宮司子育て支援課長 現在、鳥取県、長野県では、森のようちえんの認証制度というものをつくっております。また、北杜市にある森のようちえんは、全国的に活動が紹介されておりまして、注目されているということで、東京にあります、やまなし暮らし支援センターのほうにも問い合わせがあったということは、私どもの課のほうにも連絡があったところであります。

森のようちえんに魅力を感じて、そういった移住があるということと、それから、他県で実施しているような認証制度があるということで、保育、あるいは幼児教育、どういう分野になるのかちょっとはつきりしないところもあるのですが、そういったことは、多様なニーズに対応している取り組みということの中では、子育て世帯の移住という効果も期待できますし、そういった保育、幼児教育というところについても、検討の余地があるのかなと思います。地方創生の取り組みの一つとして、長野県も鳥取県も取り組んでいるところでありますので、今後、調査、研究をしていきたいと考えております。

永井委員 今のお話を聞いて思ったんですけども、やはりこの森のようちえんって、今、鳥取とか新潟がやり始めてきていて、山梨県も今の段階でいくと、この部分に関してはまだ本当に入り口なのかなという感も受けています。であるならば、今言ったように、移住の一つのファクターとして、それを目的に移住をしていくという方がいるのであれば、当然、保育と幼児教育という2つの面があると思いますので、子育て支援課だけではないと思うのですが、今から全庁的にこの部分を、森のようちえんを山梨県はどうしていくのかということを考えていただく一つの時期に来ていると思っていますので、今、調査研究をされるとおっしゃいましたが、ぜひ、森のようちえんを山梨県はどうしていくのかということをよく、全庁的に調査研究をしていただければと思います。よろしくお願いします。

山田委員長 この森のようちえんについては、所管がどこでもないというような、宙に浮いている部分もありまして。ですが、部長、お答えできますか。

吉原福祉保健部長 ただいま永井委員からも御意見をいただきましたように、いろいろな側面があると思います。移住とか、要するに人口対策、あるいは保育、幼児教育。全庁としてどういうふうに取り組んでいくのか、関係するところで調査研究をさせていただきたいと思います。

(「個々で調査研究？」という声あり)

吉原福祉保健部長 全庁的に連携して、調査研究をしていく方向で検討させていただきたいと思えます。

(認定こども園について)

山下委員 認定こども園のことで少し関連してお話を聞きたいんですけども、僕の持っている資料だと、26施設かな、認定こども園に……あ、27になったということですけども、基本的に、幼稚園から認定こども園になっていただくというのが一番のメインですね。よく新聞なんかで、とにかく幼稚園が認定こども園になって待機児童を減らすというのがポイントじゃないかというふうに言われているんですけども。まあ、山梨県はそんなに待機児童が多くないんだけど、大阪だとか東京だ

とか、ものすごい数なので。認定こども園になる場合に、ほかの県だと、多少、事務費だとかいろいろ、施設の改修だとか、そういうものに補助しているというふうなことを聞いたことがあるんだけど、山梨県ではそういうことは何かしているんでしょうか。

神宮司子育て支援課長 認定こども園の整備につきましても、補助制度がございます。

山下委員 あるんだったらちょっと詳しく教えてください。

神宮司子育て支援課長 認定こども園、それから保育所の整備、どちらにつきましても、国の補助制度がありまして、施設を建設する、それから改修する、それから備品等を購入する、そういったものについて補助制度がございます。

山下委員 その制度がある中で、山梨県は27のうち、どこか使ったところというのはあるんですか。

神宮司子育て支援課長 認定こども園が27整備されている中で、補助事業を使っているところが7カ所ございます。特に幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行するときには、給食施設等を整備しなければならないということで、整備の必要が出てくると考えております。

山下委員 こんなこと言っちゃあれだけど、ほかの県だと、数が多いと、補助金が減るんですよね。それで今、認定こども園を取り消しているところも結構あるんですね。200を超えると、かなり大きなところというのは、事務手続が煩雑になったりするということで、認定こども園を取ったんだけどやめているということが、東京都あたりだと結構多いらしいんだけど、山梨県ではそういうところはあるのか。

神宮司子育て支援課長 本県ではそういったケースはありません。

山下委員 僕はね、別に悪く言っているわけじゃなくて、とにかく山梨県の場合には、待機児童も今のところないという格好になっているわけですけども、基本的に、間違いなく、認定こども園のほうが、お母さん方にしてみれば使いやすいんですね。実際の話。共働きじゃなくたって、専業主婦だってオーケーなわけです。ゼロ歳児から就学前まで行ける幅もあるわけですから、使い勝手は間違いなくいいんだけど、結局、今言うように、移行したときに、施設だとかそういうものにどうしてもお金がかかってしまう。消費税も増額になるということで、非常に国の制度も先々が見えにくいから、まだまだ様子見のところもあるというふうな話も聞いているので、ぜひともその辺は県が、そういった補助制度をうまく活用して、そういうものに移行できるような、インフォメーションをできるだけいただければと思います。

神宮司子育て支援課長 認定こども園の移行につきましては、昨年度、市町村が行いました調査の中で、それぞれの市町村の中で、どのぐらいのニーズがあるかということに基づきまして、それぞれの事業者の希望も取ったりして、計画的に整備をしていくということになっております。また、これにつきましては、県のほうでも把握をしております。今年度も34の事業者が移行を予定しているということがありますので、そういった事業者も対象に、移行手続等の説明会、あるいは個別の相談等に応じて支援をしてまいりたいと考えております。



白井委員

神宮司課長ね、今まであなたのところでは幼稚園には一切かかわっていないわけだよ。国の制度が結構複雑で、しかもなかなか落ち着かなくて、幼稚園も保育所も認定をやめようとか、そういうようなところももちろんいるんで、山梨県に限らず他県でもそういうのが相当多いと聞いているんだけど、とにかく今までの縦系列からいうと、一切、子育て支援課っていうのは、幼稚園には関係していないんだよ。まさに、福祉のほうでは保育所専門と。そういう中で、幼稚園のことを相当、神宮司課長のセクションでは学ばないといけない。私は実は幼稚園に深い関係のある一人だからよく知っておるんだけど、そういう意味で、現在、経営も含んで、保育所っていうのはほとんどが定員が充足しておるけれども、幼稚園っていうのは、ひどいところは3分の1、4分の1に定員割れしている。認可定員を満足にクリアしているなんていうところは、本当にわずかしかないです。ほとんどがもう大きな定員割れしているのが幼稚園の実態。そういう中で、課長のセクションでは、幼稚園担当の私学文書課と相当のコミュニケーションっていうか、コンタクトはあるんですか、ないんですか、どうなんですか。

神宮司子育て支援課長

今回のこども園の新制度に移行するに当たりましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、移行についての説明会などについて、私学文書課と連携をしながら進めているところであります。また、幼稚園が認定こども園に移行することに際しましては、私どもも幼稚園協会にもお願いをしまして、いろいろな機会を通じて、我々のほうでも説明をしたいということをお願いをしております、必要があれば個別にも相談に乗っていきたくて。そういったことを私学文書課とも連携しながら進めていきたくて考えております。

白井委員

幼稚園は文科省、保育所は厚労省と、そういう系列にあるわけだけでも、私は、この県庁全体の組織を担当するセクションで、この問題は来年に備えて、例えば、組織改革とか人事異動とか、そういうことに備えていくべきだと思う。幼稚園と保育所を一緒にして、子育て支援課ではその任を担わなければならないわけだよ。そういう意味で、本当に異質なわけですよ、幼稚園と保育所というのは。御案内のとおり、保育所というのは保育に欠ける子供を受け入れると。そうでない子供は幼稚園だということだし、負担も全く、もう本当にピンキリ。はっきり言ってね。父兄負担だよ。そういう中で、とにかく今の子育て支援課では、新しいそういう幼児教育、あるいは保育が変わってきて、幼稚園と保育所を一緒にしてやるという、本県ではまだ14も満たなかったっけね。

(「認定指定が27です」の声あり)

白井委員

ごめんなさい。27で、それで課長のところではそれを担当しなければいかんわけでしょう、現実に。今現在、現実的に今まで私学文書課がやってきたような対応が可能なんですか。

神宮司子育て支援課長

認定こども園につきましては、委員おっしゃるとおり、幼稚園と保育所の両方のサービスが受けられるということで、例えば、保育の場合には、保育が必要となる児童を対象としておりますので、保育所に子供を預けた場合でも、もし親が就職、働いた場合は預かるけれども、そうでない場合には退所しなければならないということがあります。そういった場合に、認定こども園ですと、幼稚園のサービスが受けられるということで、退所することなく、その認定こども園にすることができるというメリットがあります。そういった意味では、幼稚園が認定こども園に

なる、それから保育所が認定こども園になる、どちらにとってもメリットがあるかと考えております。

また、首都圏では待機児童がいる中で、委員おっしゃるとおり、幼稚園ではまだ定員に満たないような現状があり、認定こども園に移行していくことを行政でも率先して働き掛けているということもありますけれども、本県では待機児童がおりませんので、そういった意味では、無理やりに移行するということはしておりません。地域のニーズに基づいて移行して行きますので、極端にふえているということはないかと思えますけれども、今後も移行を把握していきますので、その中で、こちらの方でも事務手続的にも問題がないように、職員の体制を整えながら進めていきたいと考えております。

臼井委員　　いやいや、それはわかるんだけど、今まで私学文書課が担当してきた具体的ないろいろな主要な業務を、パーフェクトにできるんですか。子育て支援課で。

神宮司子育て支援課長　幼稚園につきましては、私学文書課のほうで引き続き担当していきます。認定こども園につきましては、内容的には子育て支援課のほうで所管していきますけれども、幼児教育部分につきましては、今後とも私学文書課のお手伝いをいただきながら連携して見ていかないとならないと思っています。そこは連携しながら協議して進めていきたいと考えております。

臼井委員　　たまたま吉原部長もいるからですが、私はともかく子育て支援課が認定こども園を担当していく以上、連携をするというよりも、今までの幼稚園の、言ってみれば担当職員、プロ職員なんかが子育て支援課に配置されていくことが必要ではないかなと私、思うんですよ。保育所のことは私はよくわからないけど、幼稚園のことはよく知っているのでそう思うんだけど、そういうことを次年度、新年度に向かって考えていくというスタンスはないんですか。

神宮司子育て支援課長　先ほど、保育所等の指導監査の話をさせていただいたところですがけれども、認定こども園も来年度以降にはそういった形で指導に回ると思います。そういったことも含めまして、現在も私学文書課とは、いわゆる幼児教育部分についてはどのように見ていったらいいかというようなことを考えておまして、それについては今後とも事務をどのように分担していくのか、場合によっては、委員がおっしゃるとおり、我々のスタッフではちょっと対応できない部分も出てくるかと思えますけれども、そういったことを今年度も話を詰めていきたいと考えております。

(子育て支援と人口減少対策について)

臼井委員　　質問が変わりますが、同じ子育て支援なんだけれども、山梨県の100万人人口を目指してという中で、山梨県のローカル紙に、新聞ですよ、県内の識者からの、どんなふうにしたら100万人の人口をクリアしていけるのかといういろいろな提言が掲載されておるけれども、県内の子育て支援のエキスパートと言われるある女性が、その新聞への投稿では、本県の方々だけじゃなくて、多くの人が子育て支援を受けることによって、親子が、母子ないし世帯が、山梨が子育て支援が優れているから山梨に来たいと、そういったふうな山梨にしていって、山梨の人口増は果たせませよという提言があったことを知っていますか。

神宮司子育て支援課長　今の委員のおっしゃっている話、おそらく宮沢由佳さんの記事ではないかと思えます。子育て支援のかなり早い時点から、子育て支援団体として活動されている方でして、本県でも、県の子ども・子育て会議の委員のメンバーになっていた

だいている方であります。

臼井委員

それはよくわかっているんだけど、そうじゃなくて。人口問題は副知事を先頭に、担当のリーダーか何かもいるみたいなことなんだけど、現実に山梨県を子育て支援のメッカにしていくには、その所管するのは子育て支援課というところが所管しなければならないんだけど、ああいった宮沢さんの提言に、例えばオール県庁として関心を持つのか、持たないのかということは、あなたの所管ではないけれども、少なくともこういう提案に対して山梨県の人口増、定住人口を増加させるための手法として、今の子育て支援課長として関心を持つのか否か。あるいは宮沢さんの提案を具現化していくことが可能かどうか、そんな見解をちょっと尋ねたいと思います。

神宮司子育て支援課長

今、本県でも子育て支援のサークル団体はかなり出てきておりまして、NPOなんかも出てきております。また、かつて宮沢由佳さんが講師になって研修等をしたときに、そういった経験を積んだ方々が、今、いろいろな地域の中で子育て支援団体等のリーダーになっているという状況があります。子育て支援につきましては、やはり今後とも、そういったNPOとか個人、団体等と、協働しながら進めていくことが必要かと思っております。

先ほど委員がおっしゃられたとおり、宮沢由佳さんも、ちびっこはうすというNPOの代表をされていたことがありまして、いろいろな分野で、いろいろな経験も積んで活動されている方ですので、今後ともそういった方々や、NPO等で活動される方々の意見を広く聞きながら、参考にできるところは子育て支援の中で役立てていきたいと考えております。

臼井委員

ちょっと答えが違うんだな。例えば、宮沢さんがおっしゃるように、首都圏の子育て支援の部分を山梨が、県内だけでなく、首都圏の人たちを受け入れるような対応が可能なのかどうかということを僕が聞いているわけだから。たしか10月5日に新井副知事が、そういったグループのトップの方々と面談をして、人口増、子育て支援をどうしたらいいかということ話し合うんだそうですよ。そういう中で、今まで以上に子育て支援で、よそからそういうものを受け入れるようなことが今の本県として可能ですかと。あるいはそういう、受け入れる意欲を持って定住人口の増加に寄与していこうという、そういう決意はあるのかと聞いているわけ。

神宮司子育て支援課長

一応、本県でも、先ほどもお話があったとおり、県外からも人を呼び込むという取り組みをしていかなければならないということで、子育て支援につきましても、私どもでやっております保育の充実もさることながら、そういった県外から来る方たちが、やはり子育てしやすいような環境づくりということにも努めていきたいと考えております。

また、今、子育て支援課では、子育て環境調査というアンケート調査をしておりまして、その集計結果等から、子育てをしている親のいろいろなニーズ等を踏まえて、県外から来たときに子育てしやすい環境づくりというような、保育にはいろいろなサービスがありますけれども、さらに深掘りできるような取り組み等も検討していきたいと考えております。

臼井委員

宮沢さんの提案は、子育て世帯を山梨県が積極的に受け入れて、それで人口増を果たそう、定住化に寄与させようということを提案しているわけ。あなたもこれ、知ってるって言ったけれども。そういう意味でだね、私は大変いい提案だと思えます。山梨県が何を誇れるかといったら、環境ですよ。住環境ですよ。今もうほとん

ど、首都圏はどこもかしこも過密状態にあるわけだから、例えば待機児童が、例えば保育園児でも何万人もいるんだと、東京や横浜ではそう言っていますよね。そういう中で、首都圏に近い山梨がひとつ、もちろんにわかになんかそういう体制をつくることは極めて難しいことかもしれないけども。せっかく、山梨でいい子育てをしたら、それはリピーターであり、将来の定住にも寄与できるんだということを彼女の何十年の体験から、この人は投稿しているんですよ。新聞にね。県が言っているような、県に来て貢献してくれた人たちとか、長期滞在してくれた人たちを人口増にカウントしていこうなんていうことよりも、はるか実の上がる、人口増を目指すためにははるかいい、僕は提案だと思うんだよ。しかも、もうこの方は20代から30年近くこの山梨で子育てをやっているわけだ。結婚して間もなくから、ちびっこはうすをつくって。そして、認可か未認可か知らないけど、幼稚園的な仕事もしているはずですよ。そういう意味でね、山梨は子育て環境としては抜群だと、経験者が言っているわけだから。経験者が言っている以上、行政が対応をするという決意をすれば、これはできるわけですよ。いい子育てをするための、そういう住環境、福祉、医療、教育、こういったものが優れていけば、人は必ず山梨に来るんです。こういったところが優れていないと、転勤族であっても奥さんと息子は教育のレベル、福祉のレベル、医療のレベルの関係で、私どもは主人とは一緒に行きませんよと言って、山梨を拒否するわけだ。しかし、子育て環境がいいとか、受け入れ態勢がしっかりしているということであれば、奥さん、子供を連れて転勤族も来るわけですよ。そういう意味でね、せっかくの提案だし、経験者が言っているんだから。山梨は子育てに極めて優れた環境であると。こう言ってくれているんだから、よしと、これに果敢に取り組んでみようという決意があるべきだと、吉原部長、私は思いますよ。率直に言って。経験者が言っているんだ。我々が言っているんじゃないんだから。経験者が、子育てはこの山梨は大変いい環境だと言ってくれているんですからね。ぜひ、山梨の大きな課題である100万人人口、これに向けての子育て支援を他県から積極的に受け入れましょうと。まあ、まだまだ土地はいっぱいある。耕作放棄地もいっぱいある。ともかくいろいろな活用をしていかなきゃいかんし、そういう意味でこのことに大いに関心を持ってほしいんだと。

この山梨新報には、おそらく10人近い人が今日まで投稿していますよ。行政の人たちでは考えられないような民の発想で、山梨の定住人口を増やしていこうという提案がいっぱいありますよ。私はもちろん全部ファイルしてあるんだけどね。そういう意味で、あなたたちの部は子育てということに関しての担当であり、身近なセクションだから、私は大いに関心を持って、自分たちがオール県庁の中で手を挙げてこの部分を担っていくと、そして定住人口に寄与すると、そんな決意を願わくばこの場でしっかり示してほしいなと思うんだけど、いかがだろう。

吉原福祉保健部長 今、子育て支援という部分ではありますが、やはり人口減対策というのは本当に県の一番の課題でありまして、全庁挙げて取り組む中で、福祉保健部としては子育て支援というところが担当部署でありますので、今言った宮沢さんを含め、いろいろな方から人口減対策の関係で御意見をいただいておりますので、そういった方々の御意見についてはしっかりと受けとめて、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

## 主な質疑等 教育委員会関係

### 所管事項

#### 質疑

(学力向上対策について)

大柴委員

学力テストの新聞記事が大分目についてるんですけども、ちょっと新聞の1面を読ませていただきますと、小学校の全5分野で全国平均を下回り、算数B、都道府県別で最低だったと。中学校では5分野中2分野で全国平均に届かなかったというような記事が載っております。ここ何回か、ずっと平均を割れるような、山梨が大分レベルが低いという話で、教育委員会としても、また、前の期の教育厚生委員会としても、秋田とか、先進事例を見に行き、いろいろな助言等も行ったりしているわけですが、なかなか全国のレベルには、全国平均には届かないというのを見まして、これがやっぱり大きな課題であるなど。課題が浮き彫りになったのではないかと考えております。やはり平均的に学力を上げていくためには、私が言うまでもないとは思いますが、全体的な学力向上のために、皆さんにしっかりと対策をとっていただかなければならないということですが、今お考えになっている対策というのはどんなものがあるのでしょうか。

青柳義務教育課長

ただいま御質問のありました学力向上につきましては、学校長のマネジメントのもとに、教職員一人一人が自覚を持って取り組むことが大事だと考えております。県教育委員会としましては、臨時の校長会や合同指導主事会を開催しております。また、各学校の担当者を集めまして、学力向上フォーラムというのを開いております。これらを通して、授業改善をして、学力向上に取り組んでいきたいと思っております。

それから、御指摘がありました小学校の算数が一番低かったということですが、これにつきましては、県のほうで発展的な問題を集めまして、チャレンジ問題という問題集を作成して、各学校のほうに配布をして取り組んでいただこうと考えております。

大柴委員

各科目の分析は当然のことだと思うわけですが、その他の要因としてはどのようなものがあるのか、わかっている範囲で結構ですからお伺いします。

青柳義務教育課長

全国学力学習状況調査には、普通の教科のテスト以外に学校質問紙と児童生徒質問紙というのがございます。これがそれぞれ100問近くの設問があるアンケート形式のものでございますけれども、それにつきまして県のほうでも分析をしております。全国と比べましたところ、本県では、地域の行事によく参加をするとか、地域に関心を持っている、それから、学級のみんなで協力してやり遂げることができるとか、そういった部分については全国を上回っておりますけれども、逆に低いものとして一番目につくのが、家庭学習の時間が全国に比べて短いという、そんな結果が出ておまして、昨年度から取り組む中で上がってきてはいるのですが、まだ全国に届いておりませんので、とりあえずまず全国に追いつくということで取り組みを進めております。

大柴委員

先ほど申し上げた家庭学習ですが、我々が調査してきた感じでも、秋田とかそういうところは家庭学習がしっかりできていると。あと、読書量というのもあるんですね。山梨は意外と読書量は多いということは聞いているんですけども、やはり地域を含めた、家庭とか、また社会の環境の影響が大変大きいんじゃないかなと。

やはり家庭といいまして、共働きですとかいろいろあると思うんですね。こういうものの影響もたくさんあると思うんですけれども、家庭との連携をどのように県としては進めていこうと考えているのかお伺いします。

青柳義務教育課長　ただいまお話がありましたように、読書量につきましては、本県の子供たちは高い傾向にあります。そういったいいところはこれからも伸ばしていければと思っております。家庭との連携につきましては、県のほうで保護者を対象としまして、学力向上の集いというものを行っております。これは県内5カ所で行っているのですけれども、保護者の方に講演とかパネルディスカッションとか、そういうものを通して家庭学習のあり方をお示しするという、そういう取り組みがございます。それから、家庭学習の手引きというものを県で作成しまして、そういったものの配布もしております。今年度につきましては、各教育事務所に新しく地域学力向上推進幹という新しい職を置きまして、それぞれの地域の実態や課題に応じた取り組みができるようにとやっているところでございます。

大柴委員　やっていることは、前回と、去年とそんなに変わっていることはないんじゃないかなと聞いていて思うのですけれども、学校での授業や、それ以外の読書とか周辺環境、また、意識の啓発といった面も大変重要だと思うのですけれども、今までやってきてそんなにレベルが上がってこないわけですね。ですから、新しい何か考え方というか、これをやったほうがいいとか、そういうのはないんでしょうか。

青柳義務教育課長　御指摘があったように、授業以外の側面からの取り組みも必要かと思えます。今年度、新たに行っていることとしましては、学力向上を冒頭にも言いましたけれども、一人一人の教員が意識して、各学校が組織的に取り組めるということを指導するために、学力向上に特化した学校訪問をこれから行ってまいります。

それから、これは全国と比べて、ちょっとポイントが低かったのですけれども、小中の連携、特に学力に関しての小中の連携が全国より下回っているということがありますので、これにつきましても小学校、中学校、それぞれが相互に授業を見合ったりする中で、資質を高めるとか、または一緒に校内研究会をすることとか、そういった連携をすることで生活面、学力面ともになめらかに接続ができるようにという取り組みを行っております。

それから、他県への視察は昨年度も行ったわけですが、主には指導主事が行っておりました。指導主事を通してその成果とか、気がついたこと等を広めていったわけですが、今年度、計画しておりますのは、学校の校長先生とか教頭先生とか、現場の管理職の先生に直接見ていただいて、学校に戻ってすぐに生かせるようなことをしていきたいと考えております。

大柴委員　大変ないろいろな努力をしていただいているのはわかるのですけれども、やはり子供さんにしても、小学校、中学校のときに全国平均を下回っているということになると、やっぱり上に進学してもなかなか追いつけない。ということになると、将来的に子供が悲惨なわけですね。かわいそうなわけです。ですから、先生たちは大変ですが、いろいろな努力をしてもらいたい。今、山梨が抱えております人口ビジョンにしても、私の知っている人は、山梨県はこの全国テストの結果を見るとレベルが低いから、あそこには行きたくないよと、行けないんだよという人もいますよね、やはり。しかし、学校の教育が向上していることによって、山梨に引っ越してくる人もふえたり、いろいろな面でプラスになると思います。人口ビジョンの関係もですね。ですから、すぐにどうなるということはないのだろうとは思っているのですけれども、しっかりその辺のところの教育を何とか、ぜひ皆さんのお

力をおかりしながら、レベルアップしていただきたいと思います。その辺のお考えを聞かせただいて終わりにしたいと思います。

青柳義務教育課長 御指摘のように、学力向上につきましては、本県の教育委員会としましても大きな課題と捉えております。昨年からやっている取り組みもあるのですが、なかなかすぐに効果が出ないものもあるかと思っております。昨年からやっているものにつきましては、不断の見直しで、質を高めるとか、やり方を考えると、そういう工夫をしまして、今後とも努力をしまいたいと思っております。

山田委員長 古屋学力向上対策監、いかがですか。

古屋学力向上対策監 私は、学校に直接指導に行く、指導主事のレベルアップを考えています。4月からずっと指導主事のレベルアップについて、研修を幾度かやってきました。秋田とか福井のことを大学の先生が調べたことがあるんですけども、その中で、学力向上に関しては、まず教員の指導力向上ということがうたわれていました。ですので、まず第一に、学校に直接訪問して指導する、指導主事のレベルアップを私としては中心に考えております。

(県立博物館について)

永井委員 県立博物館のことについて幾つかお伺いをしたいと思います。平成17年にオープンした県立博物館ですが、毎年およそ10万人ぐらいの来場者が訪れるような施設になっていると聞いています。県民の皆様方の歴史文化の振興はもとより、県外の方への山梨県の情報発信の拠点にもなっている施設です。今年、会館10周年を迎えたこの県立博物館のことについて幾つかお伺いをさせていただきます。

博物館の目玉でもある企画展ですが、今年の夏行われた大化石展、非常に盛況だったと伺っています。過去最高の6万人を超える来場者数があったと伺っておりまして、私も実は息子と一緒に、この大化石展のほうに伺いました。最終日の土日だったのですが、本当にたくさんの親子連れの方たちがいて、県立博物館にもこんなに人が訪れるんだなということを実感した次第であります。このさまざまな魅力ある企画展、こういったものを計画していくということは、県民の方たちに対する博物館の周知はもとより、県民の皆様方の文化のレベルの向上になるとも考えています。では、この企画展を選定するときどのような観点で選んでいるのか。また、展示にはどのような工夫をしているのかお伺いをいたします。

田中学術文化財課長 博物館で企画展を決める際には、館にコンセプトがございます。例えば、博物館の研究成果に基づく山梨県の歴史や文化に関するテーマ、例えば武田信玄ですとか富士山、あるいは甲斐の黒駒、こういった馬、そういった研究成果に基づく山梨の歴史文化に関するテーマ、それから、子供向け、家族連れで楽しめる展示として、例えば去年やりました、幽霊・妖怪画展、また、今年やりました化石展、こういった展示がございます。今回、委員御指摘のとおり、化石展によって、展示内容によってはたくさんの観覧者に来ていただけたということがわかりましたので、今後、バランスを考えながら、そうした魅力的な企画展を考えたいと考えております。

永井委員 博物館ですから、当然、全部が全部、子供、家族連れのものばかりではだめで、今おっしゃったとおり、バランスのある企画展を考えていただければ、多分、今回の企画展の6万人がありますから、今年は来場者数が過去最高になることは、ほぼ間違いなくと思いますので。企画展というのは、当然、県民の皆様がこの企画展を目指して来る、どちらかというと県民の方向けのイベントだと思っておりますけれど

も、当然、企画展を充実させていくということは重要なのですが、ほぼ展示内容の変わらない、常設展の展示内容というのも非常に重要だと思っています。いつも変わらない常設展というのは、主に県外の方たち、当然、県内の子供たちが山梨県の歴史や文化を知る、県民の方たちが知るといふことでもあるのでしようけれども、県外の方たち向けのものであるという側面もあるような気もしています。常設展を何回か見学をさせていただいているのですけれども、現在の常設展というのは、言い方は悪いかもしれませんが、山梨県の歴史を浅く、広く、体感をする、勉強をすることができます。これは、小学生や中学生が山梨県の歴史文化を知る上では非常に重要なことなのかもしれませんが、観光客の方たちが、この山梨県に対して興味のあることといふのは何かといふと、端的に言えば、武田家の歴史をより深掘りして知りたいとか、世界文化遺産になっている富士山の歴史をより深掘りして知りたいといふことが、やはり他県の方から見たらかなり魅力的であるし、これは山梨県のキラークンテンツになるようなものであるといふふうに私は考えています。このように、県外の人たち向けの観光の利用も考えた常設展の充実というものが、10周年を契機に必要なではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

田中学術文化財課長 委員御指摘のとおり、常設展につきましては、山梨県の歴史と文化が広く、わかりやすく伝えられますように、約20ほどのテーマに分かれた展示をこの10年行ってまいりました。常設展につきましても、一応、2カ月に1回はマイナーな展示替えをしておりますので、全く同じもので10年間やってきたというわけではございませんが、確かに委員御指摘のとおり、いつ行ってもテーマとしては変わりませんので、変わりばえがしないという面もあったかと思えます。当然、常設展には大きなジオラマですとか、常設した什器の関係がありますので、大きな展示の変更といふのはなかなか難しいところがあるかもしれませんが、今後、おっしゃっていただいた、武田信玄ですとか富士山を強調するようなコーナーを設けるなど、少し展示の工夫を考えてまいりたいと思えます。

永井委員 特に武田信玄については、最近、甲府市でゲーム会社と提携をして、武田信玄を一生懸命PRに使ったりとかということがあります。他県の仲間に聞いても、武田信玄のことを知りたいんだけどどこに行ったらいいんだいと言われたときに、武田神社と武田神社の宝物館、足を延ばせるのだったら恵林寺へ行ってもらってといふようなことしか言えない。もしそこで博物館により詳しいものがあれば、博物館に行って、武田のことがより詳しく見られるから行ってみなよといふことも言えるのですけれども、確かに展示の場所、大きなジオラマもあることは承知をしていますので、そこをうまくスペースを工夫しながら、富士山であるとか武田の歴史、まだほかにももしかしたら新たなキラークンテンツもあるかもしれないので、その部分を検討していただければと思っています。

(美術館等の併設施設について)

最後にもう1点、美術館とか博物館の魅力といふのは、今言ったようないろいろな展示物にあると思うのですけれども、併設されている飲食店の充実といふのが非常に重要だと言われていています。私もヨーロッパとかいろいろなところを巡って、博物館や美術展に行きますけれども、大概そこにはおしゃれなカフェであるとかおいしいレストランであるとか、最近では日本でもそういった、いわゆるアートカフェといわれているような、美術館とか博物館のカフェとかレストランに注目をして、そこにすごく力を入れて、むしろ美術館や博物館よりも、そちらのカフェに行って、たまたまそこにそういった絵や展示物の紹介があって中を見にいこうといふような形で、そこが充実したことによって来場者が上がるということもあります。東京の



世田谷美術館は、特にその部分に力を入れているというふうにも聞いておりますし、また、アートカフェの専門の著書も出ているというふうに聞いています。

では、本県の県立博物館に関してはどうかというと、この前、大化石展でうちの子供とちょうどお昼間際に行って、じゃあ何かを食べようと思ったときに、今、空きスペースになっているのが現状です。ちょっと調べましたが、さまざまな業者さんが入っているのですけれども、今年の3月から空きスペースになっているという状況が続いています。空きスペースとなる原因が一体どこにあるのか、また、1日も早いフードコーナーの充実というものを望みますけれども、県の御所見をお伺いしたいと思います。

田中学術文化財課長 私どもといたしましても、魅力ある美術館、博物館にとって、居心地のいいカフェやレストランというのは必須の条件だと考えております。しかしながら、委員御指摘のとおり、博物館につきましては、何度か運営会社が変わって、それは採算がとれないというような事情でございますけれども、現在、撤退して、空きスペースとなっている状況でございます。この状況につきましては、非常に問題だというふうに思っております。

永井委員 多分、なぜ採算がとれないかということ、事前に来場者数の推移を見てみると、大体、たくさん来場しているのは、今回みたいに夏休みで親子連れが多く集まる時であって、多分、今、平日行ってもほとんど車がとまっていないような状況であって、そのように波があるからなかなか採算性がとれないということであるというふうに思います。一つの工夫として、これは一時、博物館でもやられていたのですけれども、レストランが入っていたときは、開館時間を延ばして、そのレストランだけを営業するであるとか、例えば先ほど言った武田信玄の、戦国時代に食べていたものを出してみるとか、そういった工夫をしていけば、多分、さまざまな形で採算がとれるような形になっていくと思います。企業選定というのでも、企業側が手を挙げなければいけないので、これは指定管理じゃなくて、県有施設をお貸しするほうなので、当然、しっかりとした家賃は取らなきゃいけないのですけれども、聞いた話ではそんなにべらぼうな家賃を取っているわけではないので、県内に、甲府市内にもありますけれども、さまざまなおしゃれなカフェをやっているところもありますので、どちらかということそういうところにちょっと声をかけていただきつつ、私もなるべく努力をしますので、せっかくグッドデザイン賞も取った、あの博物館のきれいな建物を生かさない手はないと思いますので、ぜひ積極的に、よろしく願います。

田中学術文化財課長 館といたしましても、あるいは館に運営に関する意見をいただく協議会といたしましても、やはりカフェ、レストランは必要だという指摘を受けておりますので、ぜひ魅力ある飲食店を誘致できるように努力してまいりたいと思います。

(小瀬武道館について)

卯月委員 小瀬武道館について1つ聞きたいのですけれども、今年、行かせていただいたら、従来、ガラス張り、夏場の暑い時期の大会なんかのときに、なかなか空調がきかなかったのが、今年行ってみたら、ブラインド的なものが設置をしてあって、今年からですかね、非常に空調もきくようになって快適に過ごしたのですけれども、その中で1つ、武道館のほうの第2ですか、豊張りのほうの武道館が、1団体が占有しているような形で、私、これ、指定管理施設・出資法人調査特別委員会のときに聞けばよかったのですが、そのときにはちょっと気がつきませんでしたので、きょう発言させていただいています。例えば、役員室にその1団体のロッカー等々が

たくさん設置をされておりまして、鍵まで閉まっていると。他団体が使えないような状況。そこは、使うときには椅子1つが幾らとか、利用料がちゃんと決まっているのですけれども、それもそのまま放置されている。大会の看板等々がその道場の片隅に放置されたままということ。それと、その団体のポスター等がその役員室に張られてあると。完全に占有されているような状況だと感じました。やっぱり公共施設ですし、いろいろな団体が使うものですから、1団体がそういった特別な使い方をするのはいかがなものかなと思いますので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

赤岡スポーツ健康課長 小瀬スポーツ公園の施設につきましては、都市計画課が所管をしております。都市計画課が県体育協会に指定管理ということで出しております。今いただいたお話ですけれども、早速所管課のほうに話をし、事実を確認して、実際、占有しているということであれば、どういう状況かも踏まえた上でただちに、適切に対処・指導するように話をすることとしたいと考えております。

卯月委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。私どもが気づいたときからそうなので、だんだん備品がふえていって、今年度行かせていただいたときには、もう本当にロッカー等々がその部屋に設置されたままになっている。先ほども言ったように、鍵がいろいろな、普通の鍵であったり南京錠であったり、嚴重にされていて、ほかの団体が使えないような状態です。例えば大会をやるときに役員室と書いてあっても、役員の方がそこでちょっと打ち合わせをするようなことも今、できないような状況ですので、ぜひその辺を正していただきたいなと思います。

先ほども申しましたけれども、使ってはいけないということではないと思います。使いやすいように、みんなが平等に使えれば、それが一番いいことです。ほかの団体にも同じような使い方をさせていただければと思いました。

赤岡スポーツ健康課長 確かに御指摘のとおりでございます。早速、事実確認をして、適切に対処するように申し伝えます。

山田委員長 じゃあ、課長、すみませんが、そのロッカーを占有している事実があるかないか、それから、ロッカーの鍵をつけているということについての料金関係がどうなっているかも含めて、確認結果の報告を委員長あてに出してください。それによって各委員のほうには文書で報告をさせていただきます。よろしいですか。

赤岡スポーツ健康課長 はい、承知いたしました。

(罰則規定の強化について)

白井委員 先ほど教育長が飲酒運転、暴行事件について謝罪をいたしました。こういって、必ず結論は、綱紀を徹底しますとか、再発を防止しますとかということなんですよね。しかしながら、こういうことになって、教育長の謝罪の中に、今月中にガイドラインをつくって云々という話がありましたけど、他県にはそのガイドラインがあると。そういったものを参考にしてということかもしれません。教育委員長もしっかりこれには対処するという挨拶をなさったわけけれども、先生方っていうのは子供たちに限らず、我々社会の模範であるべきだし、本来、信頼性の高い立場にある方々です。先生方でなくても、そういった事故、事件を起こせばいろいろ報道されることも事実ですが、先生方なんかですと、あるいは一般公務員もそうですけれども、報道が誇大になるかどうかは知りませんが、私なんか毎晩、大勢の皆様のところにお会いすると、相当、批判が厳しいですよ。率直に言

いまして。ましてや、お酒飲んで、酩酊で暴力を振るったのも記憶にない、そういう報道等がありましたけれども、今回の西高の先生に対する処分は、教育長や高校教育課長に至るまで、おそらく過去にはなかった処分かと思いますが、これも残念なことだけど、ある意味では今回、当然だと思います。率直に言います。

私はお酒を飲まないからそういうことはあり得ないんだけど、ともかく、かつてのように、改めてまた綱紀の肅正だとか、そういう注意を周知させますというんじゃないでね。罰則の規定は今現在ももちろんあると思いますけれども、例えば県庁職員ですと飲酒運転したら懲戒免職ですよ。一般の職員は。先生方は現状はそうじゃないですよ。間違っていたら教えてください。

深澤教育次長 教育委員会におきましては懲戒処分の指針というのが明文化してございますけれども、知事部局とほぼ同様な取り扱いをしてきていると認識しております。

臼井委員 ほぼ同様じゃなくて、そういうペナルティーっていうか、罰則規定っていうものは明確にあるわけだと思うんですよ。ただ、知事部局の職員と、例えば教員と、教育委員会には教員でない事務方もいるわけけれども、学校の先生に対しては、私の認識では、ちょっと罰則が違うのかなと思ったけど、ほぼ云々くんぬんじゃなくて、その点を明確にしてください。県の一般職員と教員に対するペナルティーというのは全く同じものですか。ほぼ同じというのは、どこか違うということですか。

深澤教育次長 同じ教育委員会でも、いわゆる教員と行政職員がおります。両者とも同じ懲戒処分の基準に基づいて処分が決められることになっていますが、教員ということであれば、やはり聖職というふうに昔から言われておりますので、処分の総合的な判断というのは、教員であるか、あるいは事務職員、行政職員であるかによっては、違ってくることもあり得ると思います。

臼井委員 私は、明確な文章化したというか、文言化した、そのペナルティーの基準を聞いているわけですよ。おおむね同じだとか云々くんぬんじゃなくて、ペナルティーに対しては、この場合はこうだと。そういうペナルティーが明確に文言化しているというか、文章化されているはずだと思うんだけど、県庁職員で、我々は酒飲んで運転したら、あした首になるんですよと私に言った人がいたんですよ。この間、教育委員会で発表した後ね。だけど、この間の西高の教員はそうじゃなかったわけけれども、それは情状酌量の余地があったのかどうか、私はよく定かではないけれども、ルールってそういうものじゃないかと僕は思うんだけど、ルールっていうのは、ちゃんと明確にされているんじゃないんですか。

深澤教育次長 明文化しているこの指針の中では教員、それから、いわゆる行政職員とは、同じ教育委員会の中でも、特に区分化しておりませんので、同等の扱いになるかと思えます。

臼井委員 そういう中でね、ともかく教育長の謝罪の中の、改めてしっかり、綱紀の肅正をしますと、しっかり校長先生や教職員に周知させますと、こういうお話なんですけど、ほとんど大方の先生方はまじめに真摯にやっているわけですよ。ごくごく一部ですよ、はっきり言ってね。こういう方は。そういう意味で、他の先生方には申しわけないけれども。しかし、どんなにまじめな先生でも、例えば今回も高校の先生、実はまじめで教育熱心でいい先生だったんですよと、私の仄聞した範囲だとそういう話実際あったんですよ。そして、一方の笛吹市の先生も、ほぼ同じような評価を近隣の方々にはしていらっしゃる。ある県議会議員は同じ町でありまして、その県

議会議員も、今申し上げたような評価をしていた。何でそんなことになったかなど。お酒がそうさせたということなんでしょうけれども、そういう意味で、そういうことをしない限りは絶対にペナルティーを受けないわけだから、やっぱりこれを機会に、決してトカゲのしっぽ切りではなくて、上司に対するペナルティー、当事者に対するペナルティー、しっかり明文化し、明確化し、さらに過去以上に厳しくするということが、こういうことを再発させない。ペナルティーを厳しくして再発を防止するというのは、教員の世界ではちょっと残念だけれど。教員は学校においては立派な先生だし、社会においても指導的な立場の方ですよ。そういう意味で、あやまちを犯さなければいいんだから、ペナルティーなんかどんな重くたっていいわけですよ。犯さない人は絶対そのペナルティーを科されるおそれはないわけだから。ガイドラインを作成するって先ほどお話があったからなんですけど、そういう意味でね、ともかくこれを機会にもっと厳しい信賞必罰というか、そういうことを明確化、明文化すべきだと、こう思いますが、いかがですか。

阿部教育長

教員が生徒の前に立つ立場ということで、先生御指摘のとおり、みずからが率先垂範してきちんと自分を律していかなければならない。しかし、そうできない者もいるということも事実で、私自身も非常に歯がゆい思いをしております。繰り返し意識喚起といいますか、注意していくしかないのかなとも思っております。先ほど申し上げましたガイドラインについては、秋田県のほうで既につくってありまして、そのモデルもございまして。また山梨県なりのものを含めながら、10月末をめどに明確にしていきたいと思いますと考えております。その中で処分的なものについてどうしていくかも含めて検討させていただきたいと考えております。

( 道徳教育について )

白井委員

道徳教育というのは、本県の義務教育の中で、どんな内容でやっているんでしょう。ちょっと高等学校にそういう時間があるのかどうか私、知りませんが、斉木課長からもお尋ねしたいんですけど、道徳教育の内容。

青柳義務教育課長

道徳教育は学校教育全般を通じて行っております。小中学校におきましては、週に1時間、道徳の時間というのが普通の授業と同じようにございます。その中には、今はまだ教科ではありませんので、多くは市販の読みもの教材みたいなものを使いまして、それを読んでお互いに意見を言い合うとか、または、場合によっては、モラルジレンマといいまして、両方でディベートみたいな形で話し合いをするとか、そういったことも行っております。教科以外でも、ふだんの学活とか日常の指導の中で道徳については指導をしております。

斉木高校教育課長

高等学校における道徳教育でございますけれども、小学校、中学校とは若干異なりまして、特別に道徳のための時間というのは設けられておりません。学習指導要領の中では、教科科目の授業、あるいはホームルームの時間、あるいは特別活動の時間全体を通じて道徳教育を行うようにという形になっております。

白井委員

知事の公約にもありますけれども、人口増を何とか果たしましょうということで、皆さんも県庁にかかわる方々だから、全員が御存じだと思うけれども、人口減少あるいは少子化のその要因というのはいろいろありますよ。だけれども、よく子育て支援政策が不備だから、あるいは子供の教育にお金がかかるから少子化なんだという人が結構多いんですが、私が思うのに、少子化の最大の原因は非婚、晩婚だと思うんですよ。あるいは離婚。非婚、晩婚、離婚で子供がふえるわけないですから。そういう意味で、いわゆる私どもが子供のころは、先生に教わったか、世間の

先輩たちや親たちから聞いたのか定かじゃないけれども、もう昔の話ですから、適齢期になったら結婚しようとか、しなきゃいかんとか、あるいは子孫の繁栄なんていう言葉もあった。今は、若い子供たちに子孫の繁栄なんていう話をする人が、そんなことを教える人がいるのかいないのか、私自身もあまりそういうことを若い人たちに言ったことがないのでよくわかりませんが、そこで今、道德教育というのは何をしていますかということをお尋ねしたんですけれども。結婚するのも自由、しないのも自由って若い人はそういうふうに言うと思いますよ。ある意味ではまた当然かもしれない。しかし、これだけ少子化が叫ばれて、国の将来が立ち行かなくなるなんていうことまで言われている今日、20代や30代になってから結婚、結婚なんていうことを迫るんじゃなくて、小さいころから結婚ってというのはそれなりの年齢が来たら、あるいは、私はよくわかりませんからうまい言葉が見当たりませんが、結婚するっていうことはすばらしいことだとか、結婚するっていうことは社会人として大切なことだとか、あるいは子供ができて子育てするっていうことはすごく意義のあることだとか　こういったお話は、例えば青柳課長が先ほど御答弁された、道德の時間になじむことでしょうか、なじまないことでしょうか、聞かせてください。

青柳義務教育課長　人口問題は本当に大きな課題かと思えます。道德の時間にも家族とか思いやりとか、人との触れ合いみたいなことはございますので、そういった中でこういったものに触れての話はできるかと思えます。

すみません、ちょっと話が変わるのですがけれども、中学校の家庭科の授業がございまして、この中では家族の働きや家族の役割、それからワーク・ライフ・バランスとか、または幼児との触れ合いとか、そういった授業がございまして、実際に幼児に触れて活動しているような授業も多くございます。それから、あと、中学校の社会の中では、少子高齢化とか、過疎地域とか、限界集落とか、こういったことにつままして学びますので、人口のことも中学校のほうでは十分学べるかと思えます。

白井委員

齊木先生、どうですか。今の私の質問。高等学校で何かの機会に、私には教育者じゃないからよくわからんけれども。ともかく、何かいいフレーズはないかなと。例えば、私程度のレベルですと、「結婚しようぜ」みたいなことしか考えられないんだけど。幼児に結婚なんて話をする必要はないだろうけれども、それなりの年齢の教育の段階において、結婚ということの意義とか、子育てっていうことを経験するとか、いろいろな意味でですね。例えば、お年寄りを大切にしましょう、こういうことはやっていると思うんですよ。あるいは教育の世界で言っていると思うんですよ。私の知り合いの施設なんかには、毎年毎年、敬老の日になると幼稚園や何かの子供たちが施設の入所者のところへ来て、歌を歌ったり、一生懸命、ボランティアというか、彼らはボランティアという認識があってやっているかどうかは別として、そんなふうなことがよくあるんです。そういう意味で、私は、義務教育に限らず、高等学校においても、結婚ということに対する意義とでもいうんでしょうかね、こういうことを何かの機会に、もう20代になって、30代になって、おい、何とか結婚しろよなんて親や周りが言わなくても、そういうことが自分の心に、頭に、結婚は大事なことだ、決して悪いことじゃない。まあ、悪いなんて思っている人はいないかもしれないけど、ともかく義務だと言うわけにもいかんかもしれませんが、そういうことを学校において学んでおく。将来の日本が少子化で立ち行かなくなると、言葉悪いけど勘弁してください、稼ぐ人たちよりも、面倒見てもらう人たちのほうが多くなっちゃう。どうするの、この日本の社会って。毎日毎日そんなことメディアで言っているじゃないですか。そういうときに、僕はやっぱり教育者は、結婚っていうことは決して悪いことじゃないんだから、これを勧めるなんてい

うことに対して怒るなんていう人は1人もいないはずだし、青柳課長から先ほど御答弁聞いたから、高校教育の斉木課長からも伺いたいと思うんだけど、何かそういうことを、カリキュラムの中に入れるとか何とかというほどの大げさな問題じゃないにしても、いろいろな意味で結婚に対する啓蒙みたいなことができないかなと思うんだけど、いかがでしょう。

斉木高校教育課長 大変重たい課題をいただきました。学校も今までは、極端な話かもしれませんが、とにかく勉強させて上級学校へ入れればいいというふうな風潮もなきにしもあらずだったのですけれども、最近は大きな流れといたしましては、生徒に自分の将来を考えさせて、そしてそのために必要なコース、必要な勉強をさせるというふうなことに随分力を入れるようになってきております。その中で、場合によってはライフプランを立てさせたりとか、私は将来、幾つごろ結婚して、こういう仕事について、こういう生き方をしたいというようなことを生徒がそれぞれ考えたり、グループで話し合ったり、クラスで発表したりとか、そういうふうな場面が多くの学校で見られるようになりました。ですので、今、委員御指摘のお話を伺って、まず思ったのは、そういう教育に力を入れていくことかなということで、現行のカリキュラムの中でも工夫してやっていけば十分できるかなと思っておりますので、頑張っていていきたいと思っております。

生徒にとって身近な大人が結婚して幸せにしているという姿を自然に見せるということが一番いいということを見ると、学校の教職員がしかるべき年齢のときに結婚してというふうにしていけば一番いいんでしょうけれども、私なんかも教員になりたてのころは校長先生が心配してくれて、誰かいい人いるのかなんていうことを心配してくれたんですけども、最近は、人の生活に対してなかなか踏み込んでいけないというふうな雰囲気もございますので、なかなか難しいとは思いますが、でも、教育の中で努力はしていくことは必要かなと思っております。

臼井委員

私にも30代でまだ結婚していないせがれが1人いますけれども、小さいころ、もっともっと学校で結婚しろよと、そういうことを教育でやってくれていたなら、もっと早く結婚してくれたかな、なんて思うんですよ。我が家の悩みの一つをここで開陳するんだけど、恥ずかしい話だけれども、実はそうなんです。せっかく長田委員長もいらっしゃるので、ぜひ、山梨発、大げさな言い方だけれども、そんな意味で、ぜひ教育委員長ね、教育委員会として、教育委員の先生方とも語り合って、山梨発で山梨教育の中に少子化に対応する、そのための結婚ということに対する教育を、ぜひこれはね、本当に僕はやってほしいと思うんですよ。

実は、私は林真理子さんに手紙出したんです、先だって。あなたはライターだから、我がふるさとにぜひ結婚に対するワンフレーズを考えてもらいたいと、手紙出したんです。断られました。忙しくてできないって。いや、ほんとですよ。ほんと。それを県の理事に言ったんです。そしたら、県でも頼んだら断られたんだと。私は県のこと全く聞いていないから。『週刊文春』のワンコーナーに林さんが必ず執筆しているんだけど、そこで彼女が先輩のワンフレーズを座右の銘にしているんだなんていう記事があったんですよ。それを見て、ああ、そうだ、この人に結婚のワンフレーズを頼もうと思って手紙を書いたら、秘書が断ってきたんですよ。その理由は忙しいからできないと。それで僕は県の弦間理事に言ったら、県も断られたんですと。じゃあ、県庁職員みんな、結婚に対するみんなワンフレーズ何か知恵を絞って考えようじゃないかと。メール1本、全員に送れるんだから。僕は知事部局には言っている。山梨県は教職員、おそらく七、八千人いるんでしょう。県職員は三千数百人いるし。警察官除いても県関係、1万人以上いるわけですから、そういう皆様が知恵を出してね、優秀な職員がいっぱいいるんだから、何とか結婚に

対することを真剣に私は考えてほしいなど。教育委員会には、教育委員の先生方でも相談し合って、このことを教職員に御下命がいただけるように。また、ぜひ、何らかの時間、例えば道德の時間、あるいはそんな時間でなくてもいい、結婚ということに対する教育を子供たちの時代からしてほしい。

だって、子供たちは、相当、ある意味のですよ、性的知識も持っているはずなんです。学校教育の中で性教育云々くんぬんなんて言うじゃないですか。そういう話をしているんだから、ついでに、ついでって言ったらおかしいけれども、結婚しようぜ、みたいな、そういう話をしていただいても全然私は不思議じゃないし、悪いことじゃないと思うんで、真剣に山梨県教育委員会としてこのことを課題として考えてもらいたいことを強く申し上げて、長田委員長の答弁、一言求めたい。

長田教育委員長 結婚について教育の現場で何ができるかと、今すぐに考えても、どういうことかなというふうにちょっと考えてしまいまして。ただ、臼井委員おっしゃるように、確かに子供のころから結婚っていいものだよという姿がどれだけ子供たちに感じられるかというような機会がふえていくことはいいことだろうと思います。とかく出てくる話題というのは、家族が崩壊しているということだったりとか、家族の中でのトラブルであったりとか、離婚だったりとか、そういった、結婚に対するあまりよくないイメージのほうが多く取り上げられがちなのだと思います。ですから、結婚に対するいいイメージのものがずっと入っていけるように、メディアの皆さんにも御協力いただいていく必要もあるかなと思いますし、また、学校の現場で、学校の中に夫婦で勤務する先生というのはあまりいないよという配慮があるかと思えますけれども、もしかすると、これからは1つの学校の中で御夫婦で勤務している先生同士がいるという姿、それがちゃんと協力し合ってやっていけるという姿が見られることも、もしかしたら一助になるのかなといったことも……。今、林真理子先生を上回るいいフレーズが浮かばないかなと思って考えていたのですけれども、ちょっと難しかったので、皆さんの御協力をいただきながら、何かそういうものが生まれてくるといいかなと思います。

臼井委員 これは正式に公の場で提案していることですから、山梨県教育委員会としてぜひ考えて、また、私、次の機会に経過をお尋ねしますから、よろしくをお願いします。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月5日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 9月1日から3日に実施した閉会中の継続審査にかかる県外調査について、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 山田 一功